

熱海市観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等が安心して旅行を楽しめる観光地域づくりを推進するため、観光施設バリアフリー化促進事業を行う観光事業者に対して予算の範囲内において交付する補助金に関し、熱海市補助金等交付規則（昭和39年熱海市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光事業者 熱海市（以下「市」という。）内において観光施設を設置し、管理し、又は運営する民間事業者をいう。
- (2) 観光施設 観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金交付要綱（令和7年4月11日付け観政第21号静岡県スポーツ・文化観光部観光政策課長通知）第2(2)に規定する観光施設その他これに準ずるものとして市長が認める施設であって、市内に存するものをいう。
- (3) 観光施設バリアフリー化促進事業 次に掲げるものをいう。
 - ア 市が作成する観光地バリアフリー化計画に基づき、観光事業者が観光施設のバリアフリー化に係る改修工事を行う事業
 - イ 観光事業者が観光施設のバリアフリー化に係る備品の整備を行う事業
- (4) 観光施設バリアフリー化促進支援事業 観光施設バリアフリー化促進事業を行う観光事業者に対して市が補助する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、観光事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していないもの
- (2) 熱海市暴力団排除条例（平成24年熱海市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等と関係を有しないもの

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、観光施設バリアフリー化促進事業とし、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 観光施設バリアフリー化促進支援事業以外の補助を受けて行う事業
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条に規定する建築物移動等円滑化基準に適合しない改修工事を行う事業
- (3) 既存の施設の維持補修に係る事業
(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、観光施設バリアフリー化促進事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 第2条第3号アに規定する事業に要する工事費、設計費及び工事監理費（以下「工事費等」という。）
- (2) 第2条第3号イに規定する事業に要する備品（車椅子、可動式スロープその他市長が認めるものをいう。）の購入費（以下「備品購入費」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 法令、条例等において、設置等が義務付けられている設備の導入に要する経費
- (3) 補助対象事業の実施に必要なものと明確に特定できない経費
- (4) 契約書その他の書類により、契約金額及び支払金額を確認することができない経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合算額とする。

- (1) 工事費等 当該補助対象経費の合算額に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、750万円を限度とする。
- (2) 備品購入費 当該補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第2項第4号の市長が必要と認める事項を記載した書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 観光事業者であることを証する書類
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類
- (3) 補助対象事業を行う場所の位置図及び平面図
- (4) 補助対象事業の着手前の状況がわかる写真

(5) 第2条第3号アに規定する事業にあつては、工事仕様書、工事設計書等、当該事業の概要がわかる書類

(6) 第2条第3号イに規定する事業にあつては、当該備品の仕様がわかる製品カタログ等の写し

(7) その他市長が必要と認める書類
(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、第5条第1項各号に掲げる補助対象経費の区分ごとに、それぞれ当該補助対象経費の額の20パーセント以下の変更とする。

2 規則第6条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(2) 当該補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書その他の関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管すること。

(変更の承認申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助対象事業の変更をしようとするときは、規則第6条第2項に規定する申請書に、第7条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定にかかわらず、補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、同条に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る契約書又は発注書の写し

(2) 補助対象事業の完了後の状況がわかる写真

(3) 補助対象経費を支出したことを証する領収書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第11条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除

税額」という。)がある場合の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第4条第1項の規定により交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、当該申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 前条の規定により実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、当該金額（前号の規定により減額したものについては、減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 前条の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、当該金額（第1号又は前号の規定により減額したものについては、減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第1号）により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

（財産処分の制限）

第12条 規則第19条第1項ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数等に相当する期間とする。

2 市長は、規則第19条第1項本文の承認を受けた財産を処分することにより補助対象者に収入があったと認めるときは、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

熱海市長 あて

所在地

名 称

申請者

代表者職・氏名

連絡先

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた熱海市観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による確定通知額)
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円